

## おらほのまちづくり支援事業追加募集!

『おらほのまちづくり支援事業補助金』は、自主的に活動する団体に対して、町が事業実施を支援する『提案公募型』の補助制度です。

柔軟な発想と創意工夫を活かした、まちづくり・地域づくり・夢が持てる古里づくりに向けての提案をお寄せください。

区分	参考となる事業例	補助率	上限額
総合戦略の推進に寄与する事業	・婚活の取り組みや、子育て世代の親子を対象とした事業 ・町のエコタウン構想の推進に関する事業	100/100	100万円
公益活動支援事業	・ラムサール条約や国際認証を活用した事業 ・地域の特産品や歴史・自然の再発見、PRにつながる事業 ・公共交通の利用促進に関する事業	100/100	30万円
集いと賑わい創出事業	・平成の森、サンオーレそではまなどの町施設を活用した事業 ・町の特性を生かした来日外国人の誘致促進につながる事業	75/100	50万円 ※下限は10万円
全町的な大規模事業	・文化・スポーツ行事の再興やニュースポーツの振興に関する事業 ・伝統的な祭りの再生などを通じて町民が集うことのできる事業	100/100	100万円
全区分の共通事項	・審査委員会により採択する事業を決定する。 ・その他、南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金交付要綱による。		



### 不採択となる可能性が高い事業は、次のような取り組みです。

- 1日だけ開催され、単にゲーム、飲食だけのパーティやイベント
- 事業実施による効果が曖昧で、次年度以降につながる継続性や広がりがない事業
- 補助金の大部分が備品購入となる事業
- 団体の維持・運営のために補助金を活用しようとする事業

募集期間 7月1日(金)～15日(金)

申込方法 企画課に用意してある関係様式で申し込みください。

※関係様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

問 企画課 企画情報係 ☎46-1371

## ラムサールロゴマークを使った商品開発に補助します

志津川湾ラムサールロゴマークを使用した商品開発、パッケージ製作に対して補助金を交付します。

### 補助対象者

- ・志津川湾ラムサールロゴマークの使用許諾を受けている人
- ・町税等の滞納がない人

### 補助対象事業・経費

補助対象事業	補助対象経費
新商品開発事業	謝金、旅費、研究開発費、委託費
商品パッケージ製作事業	謝金、旅費、委託費

### 補助金の額

- ・補助対象経費の2分の1  
(補助限度額 30万円)

※申請方法など、詳しくは町ホームページでご確認ください。

詳しく述べる 検索 志津川湾ラムサールロゴマーク

問 農林水産課 水産業振興係 ☎46-1378



## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

対象者	申請方法など
①令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている人 (全部支給停止者は除きます。)	申請は不要です。 (児童扶養手当を支給している口座に、6月頃に振り込まれています)
②公的年金等を受給しているため、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人や児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限ります。） ※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。	給付金を受け取るためには <u>申請が必要です。</u> ↓ 該当する可能性のある人は、保健福祉課子育て支援係（総合ケアセンター南三陸内）にご連絡をいただいたうえで、申請を受け付けます。 ☎46-1402
③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	

▶ 支給額 児童1人当たり 一律5万円

▶ 申請期限 令和5年2月28日

問 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

## 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

この給付金は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。

対象者	以下の①②の両方に当てはまる人（ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）
	①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母など（令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。）
	②令和4年度住民税（均等割）が非課税の人または令和4年1月1日以後の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
手続き	①令和4年4月分の「児童手当」または「特別児童扶養手当」の受給者 申請不要で受け取れます。（児童手当などを支給される口座に振り込みます。対象者には、振込日時などを通知いたします。） ②上記以外の人（高校生のみ養育している人、収入が急変した人など） 申請が必要です。申請方法については、保健福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

▶ 支給額 児童1人当たり 一律5万円

▶ 申請期限 令和5年2月28日

問 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

## 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の確認書の返送はお済ですか？

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金（10万円）を受けるためには、町から送付した確認書を提出する必要があります。

確認書は、令和4年2月上旬に対象となる世帯に送付していますので、まだ確認書を提出していない人は、早急に返送ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による「家計急変世帯」への給付金の申請は、9月30日(金)まで受け付けられています。詳しくは、町のホームページをご覧ください。

問 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601